

松阪市『タブレット端末活用のルール』

松阪市教育委員会



《わたしの活用宣言》

- ・ 学びを豊かにするためにタブレットを活用します。
- ・ 人のいやがることや人を傷つけることはしません。

タブレット端末（以下、タブレット）は、みなさんの学習に役立つ便利な文房具です。タブレットを正しく安全に、より効果的に活用できるように、松阪市『タブレット端末活用のルール』を定めました。一人一人が、ルールを守り、活用していきましょう。



1 目的

- ・ 学校から貸し出すタブレットは、学習活動のために活用します。

2 活用のルール

① タブレットを大切に扱うために

- ・ 使用前と使用後には、手を洗きましょう。
- ・ タブレットの画面は、指や専用のタッチペンで触れましょう。
 - ※ 画面に鉛筆やペンで書いたり、磁石をつけたりしてはいけません。
- ・ 操作をしないときは、カバーを閉じて落ちないところに置きましょう。
- ・ タブレットを運ぶときは、ていねいに扱きましょう。
 - ※ かばんの下に置いたり、かばんの底に入れたりしません。
 - ※ 持って走ったり、地面に置いたりしません。
- ・ なくしたり、とられたりしないよう管理しましょう。
- ・ タブレットは、水がかかるところや湿気の多いところ、日光が強く当たる場所などに置かないようにしましょう。



② 自分や周りの人を守るために

- ・ 理由もなく、タブレットの貸し借りをすることはやめましょう。
- ・ 個人情報(名前や住所、電話番号、写真など)をインターネット上に載せることはやめましょう。
- ・ 人を傷つけたり、いやな思いをさせたりする書き込みはやめましょう。
- ・ カメラは、先生の許可を受けてから使しましょう。
- ・ カメラで人などを撮影するときは、相手などの許可をもらいましょう。
- ・ 作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、先生が許可したものを保存しましょう。

③ 健康のために

- ・ 目と画面を離して使うなど、正しい姿勢で使いましょう。
- ・ 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めましょう。



④ 家庭で活用するために

- ・ 登下校中は、タブレットをかばんの中にしまっておきましょう。
- ・ 家庭で使用する時間や場所などを家の人と話し合い、家庭での活用ルールも決めましょう。
- ・ 寝る時刻の30分前には、使うのをやめましょう。
- ・ 家庭で保管するときは、家の人が見えるところに置きましょう。
- ・ 家に持ち帰ったときは、充電を忘れないようにしましょう。



3 不具合や故障

- ・ タブレットやインターネットが使えなくなったときは、再起動を試みましょう。再起動しても元にもどらないときは、先生に知らせましょう。
- ・ 学校で、使用中にタブレットが壊れたり、なくしたりしたときは、先生に伝えましょう。家庭で使用していた場合は、すみやかに、家の人に伝え、学校に連絡してもらいましょう。
- ・ ルールに従って使用していた場合の破損、故障等は学校で対応します。その際、保護者に修理等の費用負担はありません。

4 使用の制限

- ・ タブレットは、次の時間のみインターネットに接続できます。
 - 小学生：6：00～21：00
 - 中学生：6：00～22：00
- ・ タブレットには、フィルタリングによってアクセス制限をかけています。
 - ※ YouTube、SNS、不適切なサイトには接続できません。
 - あやしいサイトに入ってしまったときは、先生に知らせましょう。
 - ※ 使用内容、通信量は記録しています。
 - ※ 閲覧履歴などは消去できません。
- ・ 松阪市『タブレット端末活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。



更新日：令和3年4月1日